

◎新潟県訓令第5号

本 庁  
地 域 機 関

新潟県行政文書管理規程（令和2年3月新潟県訓令第5号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から実施する。

令和5年3月28日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
<b>別表第3</b> （第68条関係）		<b>別表第3</b> （第68条関係）	
記 号	所の名称	記 号	所の名称
(略)	(略)	(略)	(略)
労 相	労働相談所	新 労	新潟労働相談所
		長 労	長岡 "
		上 労	上越 "
(略)	(略)	(略)	(略)
注 1・2 (略)		注 1・2 (略)	
3 佐渡地域振興局地域整備部の文書記号は、次によること。		3 佐渡地域振興局地域整備部の文書記号は、次によること。	
ア 佐振地の記号を使用する課 総務課、業務課、 <u>用地・行政課</u> 、維持管理課、道路課、治水課、砂防課、建築課及び県民サービスセンター		ア 佐振地の記号を使用する課 総務課、業務課、 <u>用地課</u> 、維持管理課、道路課、治水課、砂防課、建築課及び県民サービスセンター	
イ (略)		イ (略)	